

座間味村ふるさと応援基金条例

平成20年9月10日
条例第12号

(設置)

第1条 座間味村を応援するために座間味村ふるさと寄附条例(平成 年 月 日条例第 号 以下「寄附条例」という。)に基づき寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的として座間味村ふるさと基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金は、次の各号により積み立てる。

- (1) 寄附条例第2条各号の事業に係る指定寄附金
- (2) 基金の運用から生じる収益金
- (3) その他予算に計上する額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 第2条第2号の基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、寄附条例第2条に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定めることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。